

岐阜市地球温暖化防止サポーター登録制度実施要領

平成24年10月16日決裁

令和3年5月19日改定

令和4年12月20日改定

令和6年7月12日改定

(目的)

第1条 この事業は、地球温暖化問題に対して、地域、家庭、学校、事業者が一体となった環境保全活動や環境学習を実現するため、岐阜市に所在する事業者がその取組を支援することにより、岐阜市域における地球温暖化対策を活性化させることを目的とする。

(対象事業者)

第2条 この事業に登録できる事業者は、岐阜市内に事業所を置き、本社、営業所等、対外的に独立して事業活動を営んでいると認められる事業所単位とする。ただし、個人、法人及び本社や営業所を問わない。

2 この事業に登録できる事業者は、次の各号のいずれにも該当しないものとする。

- (1) 政治的活動又は宗教的活動を目的とする事業を行うもの
- (2) 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれのある事業を行うもの
- (3) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に規定する風俗営業又は同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業を行うもの
- (4) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）
- (5) 役員、従業員その他の関係者が暴力団員（暴力団対策法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。）であるもの
- (6) 役員、従業員その他の関係者が岐阜市暴力団排除条例（平成24年岐阜市条例第13号）第6条に規定する暴力団又は暴力団員と密接な関係を有するもの
- (7) 前各号に掲げるもののほか、委員長が不相当と認めるもの

(事業参加)

第3条 この事業に登録する事業者は、環境保全対策に関する法令、条例及び岐阜市地球温暖化対策推進委員会（以下「委員会」という。）が取り組む事項に違反することなく、脱炭素都市ぎふを目指し、岐阜市地球温暖化防止サポーター登録申請書（様式第1号）（以下「申請書」という。）を委員会に提出することとする。

2 前項の規定による申請については、岐阜市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例（令和4年岐阜市条例第42号）第3条第1項の規定を準用する。

(参加登録)

第4条 申請書が提出された場合、委員会はその書類の確認を行い、岐阜市地球温暖化防止サポーター登録事業者（以下「登録事業者」という。）として登録するとともに、岐阜市地球温暖化防止サポーター登録証を交付することとする。

(支援対象の取組)

第5条 登録事業者が支援する取組は、岐阜市内の温室効果ガス削減及び吸収に関するもののうち、委員会が認めた取組とする。

(支援項目)

第6条 登録事業者が支援する項目として、スポンサー支援、マンパワー支援、PR支援の3種類を定めるものとする。

(1) スポンサー支援は、次に掲げる支援とする。

- ア 環境学習会等における講師謝礼、交通費等の提供
- イ 環境学習会等における会場使用料、教材費、資料費等の提供
- ウ 環境保全活動等における資材、消耗品等の提供

(2) マンパワー支援は、次に掲げる支援とする。

- ア 環境学習会等における会場設営、受付等への従業員派遣
- イ 環境学習会等へ講師として従業員派遣
- ウ 環境保全活動等への従業員参加

(3) PR支援は、次に掲げる支援とする。

- ア 環境学習会、環境保全活動のPR活動（ポスター等の掲示、パンフレット等の配布、ホームページ、社内報等への掲載等）

(公表)

第7条 委員会は、登録事業者名及び支援内容を委員会ホームページ等に公表し、広く市民、事業者に知らせることとする。

(登録の取消し)

第8条 委員長は、虚偽若しくは不正な手段による登録又は重大な法令違反が判明した場合は、登録事業者の登録を取り消すことができる。

(その他)

第9条 この要領に定めるものの他、必要な事項については別に定めることとする。

附 則

この要領は、平成24年10月16日から施行する。

附 則

この要領は、令和3年5月19日から施行する。

附 則

この要領は、令和4年12月20日から施行する。

附 則

この要領は、令和6年7月12日から施行する。